

# 指定廃棄物処分場対策班だより

表面

第20号

平成28年11月10日発行

**再測定の結果が  
公表されました！**

去る10月17日(月)に、第8回栃木県指定廃棄物処理促進市町村長会議が開催され、一時保管されている指定廃棄物の放射能濃度の再測定結果が公表されました。

この再測定は、指定廃棄物の実情及び放射能濃度の減衰の傾向を把握し、今後の処理促進に資することを目的として、県内160ヶ所に保管されている指定廃棄物のうち38か所を対象に、今年6月上旬から9月下旬にかけて実施されました。本号では、公表された再測定の結果について、ご説明いたします。

今回、栃木県内に一時保管されている指定廃棄物の内、下水道汚泥や焼却灰などの公共系の指定廃棄物5396ト、牧草・稲わらなどの農業系の指定廃棄物771トにおいて再測定が実施されました。

測定の結果、1キあたり8000ベクレルを超える廃棄物は

公共系のものが3070ト、農業系のものが293トとなり、指定申請時と比較すると半分以下となっていることが判りました。

環境省では、指定申請時の放射能濃度を基に放射能の自然減衰等の物理法則を用いて、どの位の期間が経てばどの程度放射能濃度が減衰するという予測の値、いわゆる「推計値」を出していましたが、今回の測定では、その推計値よりも減衰が進んでいるという結果になりました。

廃棄物の種類別に見ていくと公共系の廃棄物では、推計値と測定値との差が小さく、概ね想定どおり減衰が進んでいることが確認されました。一方で、農業系の廃棄物においては、推計値よりも大幅に減衰しているものや推計値どおりもの、或いは推計値よりも減衰が進んでいないものなど、数値にばらつきがある傾向が見られました。

塩谷町で一時保管している指定廃棄物については、指定申請時の放射能濃度が17719ベクレルで推計値が11000ベ

クレルでしたが、今回の再測定で公表された数値は16000ベクレルでした。

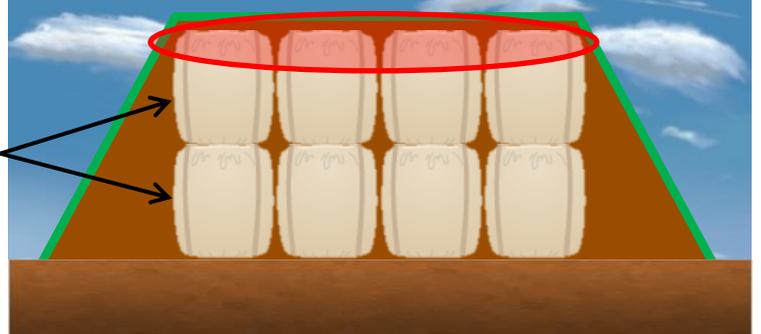
実測値が推計値を上回ったという結果が出た大きな要因としては、次のことが考えられます。

**・指定申請時と今回の再測定時で測定箇所が異なる**

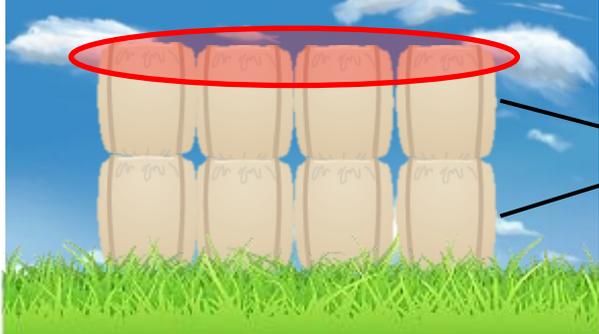
数値のばらつき要因について、環境省も「指定申請時と全く同じ場所を測定したわけではない」と説明しています。

本町では、指定申請時に、二段重ねで野積みになっていた状態の上部を測定し(①)、現在の保管場所(町有地)に移動する際に、作業の手順上、上下逆に廃棄物を積み重ね、その上に土・遮水シートを被せたと推測されます(②)。今回の再測定時には積み重ねた廃棄物の上部を測定したため、指定申請時と再測定時で測定箇所が全く逆になり、定点での測定数値ではないという事態が発生しました。

②再測定時の測定箇所



①指定申請時の測定箇所



# 指定廃棄物処分場対策班だより

裏面

第20号

平成28年11月10日発行

環境省は今回の測定結果を踏まえて、数値のばらつきもあることから全体を正確に推し量ることはできないものの、再測定で見られた傾向が農業系全体に当てはまると仮定した場合、8000ベクレルを超える廃棄物の量は平成28年10月1日現在で5200ト〜6500ト程度に減衰しているとの推計を示しました。また、5年後には2500ト〜4100ト程度に、10年後には2200ト〜3600ト程度に減衰するとの見方も示しました。

## 今後の進め方について

環境省からは、当初の推計より減衰が進んでいるとはいえ、『他県と比べても、8000ベクレルを超える廃棄物が長期にわたり相当量残ることから、最終処分場による集約処理の必要性があり、早期に詳細調査に着手するため地元の理解を得ていきたい』というこれまでどおりの方針が改めて示されました。

また、今回の再測定で8000ベクレルを下回っている廃棄物も相当量あると見込まれることから、農家等の保管者の負担軽減策として、指定解除をし既存の処理施設での通常処理や、既存の焼却施設により減容化し一時的に集約するなどの負担軽減策が示されました。これに対し、那須町長や矢板市長など指定廃棄物を保管している自治体の首長からは、「指定解除をする自治体と、しない自治体が出てくると住民の間に混乱が生じてしまう」、「焼却することは住民の理解が得られない」、「焼却施設を持つていない自治体はどうするのか」など様々な異論や不安の声があがりました。

町としては、今回の再測定の結果だけを見て、今後の処理の方向性を決めるのは危険だと考えており、今後は町で保管している指定廃棄物の濃度を独自で全量測定することや、コンクリートボックスへの詰め替えなどの対策を講じ、町民の皆さまの安心・安全の確保に努めてまいります。

## 栃木県及び他県の指定廃棄物の放射能濃度に関する将来推計

栃木県	指定廃棄物の数量	うち、8,000Bq/kgを超えるもの		
		現在 平成28.10.1	5年後 平成33.10.1	10年後 平成38.10.1
再測定時の濃度に基づく推計量	重量（単位：トン） 13,533.1	5,200程度 ～6,500程度	2,500程度 ～4,100程度	2,200程度 ～3,600程度

	指定廃棄物の数量	うち、8,000Bq/kgを超えるもの		
		現在 平成28.1.1	5年後 平成33.1.1	10年後 平成38.1.1
宮城県	重量（単位：トン） 3,404.1	1,090	238	194
千葉県	重量（単位：トン） 3,690.2	2,500	1,760	1,510
茨城県	重量（単位：トン） 3,643.0	1,030	78	0.6
群馬県	重量（単位：トン） 1,186.7	538	323	269

【第8回栃木県指定廃棄物処理促進市町村長会議 資料より抜粋】